

第 110 回（令和 7 年 8 月）

浜田地区広域行政組合議会
定例会会議録

浜田地区広域行政組合議会

第110回（令和7年8月）浜田地区広域行政組合議会定例会会議録

- 1 日 時 令和7年8月21日（木）午後1時28分 開会
2 場 所 浜田市役所 5階 浜田市議会全員協議会室

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名について
第2 会期の決定について
第3 認定第1号 令和6年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について
第4 認定第2号 令和6年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第5 議案第6号 浜田地区広域行政組合公告式条例の一部を改正する条例について
第6 議案第7号 令和7年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
第7 議案第8号 令和7年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

- 認定第1号 令和6年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和6年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第6号 浜田地区広域行政組合公告式条例の一部を改正する条例について
議案第7号 令和7年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
議案第8号 令和7年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）

会 議

午後 1 時 28 分 開会

議長（牛尾昭議長） 本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。これより第 110 回浜田地区広域行政組合議会定例会を開催いたします。ただいまの出席議員は 10 名で、議会は成立しております。本日の議事日程はお手元に配布してありますので、朗読は省略いたします。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則の規定により、議長において指名いたします。2 番 岡本正友議員、10 番 山根兼三郎議員のお二人にお願いいたします。日程第 2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。会期は、本日 1 日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。日程第 3、認定第 1 号、令和 6 年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について及び日程第 4、認定第 2 号、令和 6 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。提案者の説明を求めます。事務局長。

事務局長（湯浅事務局長） 認定第 1 号、令和 6 年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第 2 号、令和 6 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを一括してご説明申し上げます。議案は 1 ページ及び 3 ページです。本案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度浜田地区広域行政組合一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して議会の認定を受けるものです。それでは、令和 6 年度浜田地区広域行政組合一般会計・特別会計歳入歳出決算書をご覧ください。1 ページの決算総括表の一般会計からご説明いたします。補正後の予算現額は 47 億 3,461 万 3,000 円となっております。決算額は歳入決算額 47 億 5,243 万 7,698 円に対し、歳出決算額は 46 億 9,918 万 601 円となっており、差引残額の 5,325 万 7,097 円につきましては、決算剰余金として令和 7 年度へ全額繰り越すものです。次に、決算の概要についてご説明いたします。主要施策等実績報告書の 1 ページ、一般会計の決算概況をご覧ください。まず、上段の歳入です。自主財源につきましては、ごみの搬入量減少に伴う可燃

ごみ処理手数料の減により、使用料及び手数料が前年度に比べ減額となりましたが、スラグメタル売払収入等の増により、区分その他が増加し、自主財源全体では約 2,100 万円の増となっております。

次に、依存財源につきましては、エコクリーンセンター基幹的設備改良工事に係る国庫補助金が増加し、依存財源全体では約 13 億 2,800 万円の増となっております。

続いて、浜田市・江津市からの負担金につきましては、エコクリーンセンター基幹的設備改良工事費及び管理運営費の増加に伴い、約 22 億 7,500 万円の増となっております。

次に、下段の歳出です。義務的経費は人事異動による人件費の減少により、約 900 万円の減となっております。

次に、投資的経費は、エコクリーンセンター基幹的設備改良工事に伴い、普通建設事業費が増加し、約 35 億 6,500 万円の増となっております。

その他の経費は、主に物価高騰によるエコクリーンセンター管理運営費の増加に伴い物件費が増加し、全体では約 4,700 万円の増となっております。

次に、介護保険特別会計についてご説明いたします。もう一度、歳入歳出決算書 1 ページの決算総括表をご覧ください。

補正後の予算現額は 119 億 7,583 万 7,000 円となっております。決算額は、歳入決算額 121 億 448 万 1,055 円に対し、歳出決算額は 118 億 1,617 万 7,883 円となっており、差引き残額の 2 億 8,830 万 3,172 円につきましては、決算剰余金として令和 7 年度へ全額繰り越すものです。

続いて、同じ決算書の 24、25 ページをお開きください。

まず、歳入の主なものとしましては、4 国庫支出金が 30 億 6,153 万 5,909 円で前年度に比べ 1.1%の減となっております。

次に、5 支払基金交付金が 29 億 7,474 万 5,000 円で 0.1%の減、続いて 1 保険料が 21 億 6,882 万 6,329 円で 0.5%の増となっております。

介護保険料の収納率につきましては、前年度 99.29%から 99.41%へと 0.12 ポイントのアップとなっております。引き続き累積滞納額が増加することのないよう、収入の確保に努めてまいります。

続きまして、26、27 ページをお開きください。歳出の主なものとしましては、2 保険給付費が 104 億 8,844 万 3,107 円で、前年度に比べ 0.4%の増となっております。次に、4 地域支援事業費が 6 億 1,991 万 8,613 円で 1.8%の増となっております。

歳入歳出差引残額は 2 億 8,800 万円あまりとなりましたが、これは保険給付費に対して、多く国庫支出金等を受領しているためであり、今年度返還いたします。なお、繰越額を精算し、余剰となる第 1 号被保険者の保険料の約 1 億円を介護給付費準備基金の積立に充てることになります。

以上、簡単ではございますが、令和 6 年度の決算の概要についてご説明をいたしました。詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書をご参照ください。

また、決算書 57 ページに実質収支に係る調書を、58、59 ページには財産に関する調書を記載しております。主要施策等実績報告書と併せてご参照のうえ、よろし

くご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（牛尾昭議長） 引き続きまして、監査委員の報告を求めます。
監査委員。

監査委員（野上俊文監査委員） 本組合の令和 6 年度決算につきまして、監査委員の大谷委員と共に審査をいたしました。

代表して、私から令和 6 年度浜田地区広域行政組合の歳入歳出決算審査について、ご報告をいたします。

令和 7 年 7 月 14 日、エコクリーンセンター研修室において、監査委員大谷学氏と、私、野上は、事務局長、会計管理者、各担当課長の出席のもと、令和 6 年度浜田地区広域行政組合の一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算について、審査を行いました。

一般会計では、エコクリーンセンター基幹的設備改良工事への取組みの状況、また、介護保険特別会計では、令和 6 年度から始まった第 9 期介護保険事業への取組みの状況にも着眼し、審査を行いました。結果、地方自治法の規定により審査に付された歳入歳出決算及び同証書類並びに同法施行令の規定による調書と、令和 6 年度基金運用の状況について、いずれも適正であると認めましたので報告いたします。

以上でございます。

議長（牛尾昭議長） これより質疑を行います。

まず、一般会計歳入歳出決算認定について、あらかじめ発言通告が出ておりますので、順次発言を許可いたします。

発言順 1 番、山根兼三郎議員。

10 番（山根兼三郎議員） 決算書の 13 ページ、発電収入について伺いたいします。発電収入 2,734 万円ということで決算額が出ておりますけれど、これについて、事務報告書の 42 ページにおきまして、この度の機器の更新等によってですね、結果として発電量や売電量が増加したということで、いくつかの機器の更新と一括で言われるんですけど、大体ここには三つ、高効率蒸気タービンへの交換や圧力波クリーニング装置の導入、低温触媒型脱硝反応塔への更新というふうに言われまして、それぞれどの程度ですね、発電量について貢献しているのかというのが、詳しいことが分かりましたら教えていただきたいということと、今後ですね、年間の売電量とか発電収入の見込みについても、示していただきたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 基幹的設備改良工事では、1 日当たりの発電量が 1 炉運転時に 1,644 キロワットアワー、2 炉運転時に 2,077 キロワットアワー増加するよう見込んでおります。併せて消費電力についても 1 炉運転時に 359 キロワットア

ワー、2 炉運転時に 485 キロワットアワーが削減されるよう取り組んでおります。

令和 6 年度の工事では、低温触媒型脱硝反応塔への更新、高効率蒸気タービンへの交換、圧力波クリーニング装置の導入が完了したことで、議員おっしゃられた様に、結果的に発電量が増加しております。また、工事期間中の一時休炉により電気を多く使用する装置が稼働していなかったことで、電気使用量が減少したことも売電量の増加につながったものと考えております。

個別の機器や各設備に電力メーターを設置している訳ではありませんので、それらを更新したことによりまして、電力効率がどの程度増えたのか、具体的に数値をお示しすることは残念ながらできません。

また、工事期間中で安定した施設の運転ができていない今の状況では、今後の具体的な数値を推計できるような材料がありませんので、工事終了後数年間の安定したデータを取っていくなかで比較をしてみたいと考えております。

議長（牛尾昭議長） 山根議員。

10 番（山根兼三郎議員） そこでお伺いしたいんですけど、この売電単価というのは、令和 5 年度と令和 6 年度では、特に変更なく売電単価があったのかどうかということが分かれば教えていただきたいということと、今後数年間様子を見なければ分からないということではあったんですけど、当初計画の中でどの程度の効率化が見込まれるのかというのは、ある程度試算があったのかどうかというのは、もし分かれば教えていただきたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） この電力単価でございますけれども、変動するものです。といいますのが、燃料調整費といいまして、発電に使用する燃料費の調整制度なんです、原油とか LNG とか石炭の燃料価格の変動をですね、毎月の電気料金に反映するような仕組みがございます。そういったこともございまして、変動していくものでございますので、なかなか推計をするのが難しいものになっております。ただ、令和 5 年度と令和 6 年度のその燃料調整費を比べてみますと、令和 5 年度の方が燃料調整費の数値が高い状況でございました。したがって、令和 5 年度の方がより売電することによって収入が得られたのではないかと推定はできます。どの程度発電量がアップするのかどうか、あるいは、消費電力がアップするのかどうか、先ほど少し答弁をいたしましたけれども、消費電力については、個別でどうのこうのというのはなかなか申し上げにくい、全体としてどの程度という数値しか持っておりませんのでお許しをいただきたいんですが、消費電力については、1 炉運転時に全体として 359 キロワットアワー削減、2 炉運転時には 485 キロワットアワー削減できるような取組みをしております。発電量については、1 炉運転時には合計で 1,644 キロワットアワー、2 炉運転時には、2,077 キロワットアワー増加するように見込んで工事をしているところであります。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 2 番、岡本議員。

2 番（岡本正友議員） 私の方はですね、事務局管理事務費ということで、6 ページ、ナンバー 4 についてお尋ねをします。この状況を見ますと、執行率が 79.75% というような形で示されていますけれども、この理由、状況としては具体的な内訳であったり、金額をお示ししていただきたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） この事務局管理事務費においては、本組合の事務局運営に係る基本的な経費を計上し、実際の予算執行に当たりましては、厳しく内容を精査し、歳出削減を図っております。

執行率が抑えられた主な要因についてであります。財務書類作成のための機器更新を見直したことにより、約 37 万円の支出を削減しております。また、突発的な機器の故障に備えて確保した修繕料の 20 万円が不要になったほか、職員のパソコン更新台数の見直しにより約 16 万円の歳出削減を図っております。

議長（牛尾昭議長） 続いて 3 番、植田議員。

4 番（植田好雄議員） 同じく事務局管理費のところでありますけど、これ執行率 79.5% で、予算については前年度の当初予算に、この時の当初予算は増やしていたと、増やすにはそれだけの要因があって増やされたんだと思いますけれど、なおかつ、その中でこうした執行率になったということの見込みが少しどうだったのかなというようなところを、少しお示し願えればなと思いますけど。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 令和 6 年度の事務局管理事務費でございますが、予算が増額となった大きな要因は、令和 6 年 10 月からのホームページリニューアルによる、そのための関連する費用が約 48 万円増加したことによるものであります。

ただ、実際の予算執行に当たりましては、厳しく内容を精査して歳出削減を図っております。どのような歳出削減を図ったのかということでございますが、先ほど答弁した内容と同じになりますが、財務書類作成のための機器更新を予定をしておりましたが、この経費約 37 万円がですね、結果的には不要になった、また、突発的な機器の故障に備えて確保していた修繕料の 20 万円、これはいざというときのための予算確保でございますので、これは使わなくて済んだということ、また、職員のパソコン更新を予定しておりましたが、1 名分が職員が退職しましたことによりまして不用になったといったことで、執行率が抑えられております。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） 今、財政システムの関係の更新だったですかね、説明が。これ、昨年もこの更新と改修がされて、前年度決算でもされていて、今年はその財政的システムの改修だとか更新だということがなくて、ホームページのリニューアルで 48 万円増えているというのは、そこは分かっているんですけど、それが昨年もあったのに、昨年更新している財政システムを、今度は今年はそれがしなかったと、必要なくなったということで、ちょっと説明が矛盾するんじゃないかなということと、パソコンの更新でいいますと、ナンバー 6 のところでパソコン 2 台更新というようなことが、ナンバー 6 の清掃総務費、これはまた別のことなのか、どうなるか、その辺が、ちょっと理解が。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 議員おっしゃられます財務書類作成のための機器更新の経費、これはですね、昨年やったものとはまた別のものをごさいますて、昨年は財務会計システムの方を更新をいたしました、令和 6 年度はですね、今度は財務書類、財務 4 表作成のための機器を更新する考えでございましたが、これは別のやり方で対応ができるということが分かりましたので、わざわざ機器更新をかけなくても済む結果に、結果としてそうになりました。で、ここでのパソコンの経費でございすけれども、総務課の総務係のパソコンの経費を計上しております。また別のところに出てきますのは、衛生費に関するパソコン、衛生費の關係に携わる職員のパソコンを計上しているものでございすので、別ものでございす。

議長（牛尾昭議長） 続いて岡本議員。

2 番（岡本正友議員） 7 ページのナンバー 5、広域連携推進事業費についてお尋ねします。執行率 83.18%というような形でお示しされてますけれども、この理由と内訳金額をお願いします。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 浜田地区広域連携推進事業基金を財源にしたこの事業では、浜田地区広域連携推進事業計画に沿って、介護人材キャリアアップ事業補助金を中心とした介護の人材育成に取り組んでおります。予算の確保にあたっては、年度途中での予算不足により補助金の支給が滞ることがないように、余裕を持たせた予算化をしていることが、執行率が低めとなる大きな要因であります。実際に令和 6 年度の補助金予算は 141 万 5,000 円を確保しておりましたが、実績では 98 万 801 円となり、43 万 4,000 円の不用額が出ております。その他実施した、介護の入門的研修・生活支援担い手研修においては、研修会場の見直し等によりまして、約 16 万

円の諸経費削減を図ることができております。

議長（牛尾昭議長） 岡本議員。

2 番（岡本正友議員） はい、今説明を受けました。理解しましたけれども、事前にですね、監査委員の意見書を読まさせてもらった中で、今人材育成のお話が出ました。実はその視点で質問を求めたんですけれども、この項において質問をして欲しいということなので少しお話をしますが、監査委員の意見書ですね 3 ページ 19 行目をご覧いただきたいと思うんですけれども、人材育成いわゆる人材確保のことについては、全国的に厳しいという観点で人材確保の必要性は問われています。関係市とか島根県とも連携を図りながら、引き続き取り組んでいただきたいというような監査委員からの指摘もあってですね、私の方思ったのは、関係市及び関係機関と連携を取ると実際言われてもですね、実際どのような連携を取れるのかということをお聞きしたくて。具体的な方策であったり、計画があるのか、このことについてお尋ねします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 人材の確保に向けては、引き続き介護の入門的研修などを通じ、介護の裾野を広げる取組みのほか、人材不足を補完するための ICT 活用に係る取組みを関係市とともに進めていきたいと考えています。また、現在は島根県西部地区で未開催となっている、生活援助従事者研修の開催を島根県に働きかけ、介護職場で働くきっかけとなるよう、より実践的な研修が受けられる環境を整備していきたいと考えています。そして、人材確保に必要な支援や補助等につきましては、県全体の取組みとして進めていくことが重要だと考えますので、地域の実情をしっかりと把握し、島根県に対して必要な働きかけをしてまいります。

議長（牛尾昭議長） 続いて植田議員。

4 番（植田好雄議員） ここの関係ですけど、この浜田地区広域連携推進事業ですか、これは平成 25 年 3 月から進められて、島根県の補助金でまず 10 か年計画でやられたということがずっと実務報告書でも書いてある訳ですけど、そうした中でこの間ずっと言われているのは、計画通りに予算執行とならなかったために令和 8 年度まで延長となったということが、ずっと毎回書かれているわけですけど、今後の見通し、まあ 6 年度、7 年度はまだ途中ですけど、来年度が同じような状況にこの流れでいくようになっていくのかなといえ、どのような見通しを今後持っておられるのかということ、少しご説明願えればと思いますけど。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） この浜田地区広域連携推進事業基金の残高は、令和 6 年度末で 824 万 5,000 円となっており、計画どおり人材育成事業を令和 8 年度まで実施してもなお 400 万円程度は残る見通しであります。したがって、この基金を使い切ることを目標に、令和 10 年度まで事業を再延長することについて、まずは島根県と協議をしてまいります。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） 協議をするということは、これから再々延長が認められるかどうかということがある訳ですけど、その時に認められず、もう無理じゃないですかと、計画をしてもなかなか、ということになっていくときの基金として残高が残った場合の扱いというのはどのようなになるのか、ちょっと説明できればと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） もし仮に余らせてしまって、もうこれ以上事業はできませんということになりましたら、余ったものを県の方にお返しをするという形になります。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） そういうふうになるとすると、できるだけそういう人材確保だとか、いろんな介護職場を、そういう人材を確保するためにこの事業を積極的に活用して効果を上げていく必要があると思うんですけど、その辺のことで、再延長して、その辺のところをどのように今後、令和 7 年度の途中経過の中で、どういことを本当にやっていけばもっと効果が出るかというようなことが、今現在で考えられているのかありましたら説明願います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 先ほども少し答弁いたしましたが、令和 8 年度まで実施をしてもなお 400 万円程度は残る見込みであるとお答えをいたしました。したがって、財源が豊富にあるわけではございませんので、あと 2 年程度は実施できるのかなと、そこで使い切ってしまいたいという思いでございます。今、実施しておりますのが、キャリアアップ事業補助金とですね、それから研修、介護の担い手研修等を実施しております。これはもうずっと続けてきているものでございますので、これらに絞って実施をしていくと、今はそのように考えております。

議長（牛尾昭議長） 続いて多田議員。

6 番（多田伸治議員） 同様に、広域連携事業についてです。これ事業として、介護人材の確保につながっているのか、具体的な数字と合わせてご回答いただければと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 令和 5 年度に介護の入門的研修を受講された方 25 人に対してアンケート調査を実施しておりますが、このうち 3 人が福祉関係の仕事に就職したと回答されています。また、その他にも介護職員初任者研修などの、より実践的な資格の取得を目指して研修を受けているとの回答もありましたので、この研修がきっかけとなり人材確保につながったものと考えています。その他の事業については、総務課長からお答えをいたします。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 総務課においては、介護人材キャリアアップ事業と生産性向上事業に取り組んでおります。この二つの事業は、介護人材の育成とサービスの質の向上を目的にしており、介護人材の確保に主眼を置いた事業ではありませんので、議員お求めの具体的な数値は持ち合わせておりません。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） 今、最初に答弁された令和 5 年度って言われたんですが、今私らがやってる 6 年度なんで、その辺はどうなのでしょう。決算 6 年度ですんで。もう 1 回お答えください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 大変失礼いたしました。令和 6 年度については、申し訳ありませんが今アンケート調査をしておりますので、また機会を見てご報告したいと思います。お願いします。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） そうは言うてもね、結構お金使って 3 人というようなことでは全然状況からいって足りないというようなことなんですけど、これ、事業を受けてもらっているところで、現場での処遇改善があったか、その具体例と併せて回答いただけますか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 処遇改善の状況であります。まず、介護人材キャリアアップ事業補助金の利用状況に合わせて、それについてはご説明をさせていただきます。資格取得のための研修受講者は介護福祉士実務者研修が 13 人、介護支援専門員実務研修が一人、介護職員初任者研修が 6 人、認知症介護実践研修の実践者研修が一人、認知症介護実践研修の実践リーダー研修が一人の合計 22 人でした。

また、資格取得のための受験をされた方は、介護福祉士の受験者が 13 人、介護支援専門員実務者研修受講試験の受験者が 5 人の合計 18 人でありました。これらのうち、試験を受験された方に対して調査を行った結果、介護福祉士の合格者 11 名のうち途中退職の 1 名を除きまして、10 名の方が処遇改善につながっております。

具体的には、月額 2 万円未満の手当が付与された方が 6 名、月額 2 万円以上の方が 3 名のほか、時間当たりの基本給が 60 円増えた方が 1 名いらっしゃいました。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） それなりに上がってる方がおられるという話なんです、全体から見るとこれ 22 人と 18 人というようなことなんで 40 人だけですよ。介護事業所で抱えられてる雇用からいえば、わずかな人数だということなところでは、なるべくこういうものを皆さんに、予算の限りはありますが、使ってもらわないと処遇改善にもつながらないというようなことなんです、そのところは、どういうふうを考えられとるんか。本人さんらが受けたくないってなればそれまでなんです、受けてもらえるような努力っていうのがあったんですかね。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） このキャリアアップ事業補助金の周知ですけども、ホームページ等に掲載をしているほか、各介護事業所の方にもダイレクトメール、郵便ですね、案内をお送りいたしまして、利用していただくように周知を図っているところです。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） そうは言っても結局のところ 40 人しか利用されてないというところで、さっきの執行率の話もありました。もう少しやれることもあるんじゃないのかなと思うんですが、この介護人材の確保に向けてっていうところでは、何が必要と、そのところがしっかりしてないと、こういう事業やってもあやふやになってしまうというところ、そこら辺を事務局としてどういうふうと考えられたのか、組合としての認識を伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 先ほどもお答えしましたけれども、介護の入門的研修が介護人材の確保につながった結果を踏まえれば、引き続きこのように介護の裾野を広げる取組みは重要だと考えます。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） そうは言っても 3 人ですね。ゼロではないよりはマシだというようなことかもしれないんですが、3 人でできるという話になれば、これ、今足りないのはどれぐらい足りないようなつもりでおられるのかって話を聞かなきゃいけないんですが、いかがなもんです。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 3 月の議会でも同じような質問をいただいて回答しておりますけれども、全国の調査をもとにして、この圏域でどれだけの介護職員が足りないかということを推計しますと、すいません、正確な数字はちょっと記憶にないんですけれども、多分 99 人ぐらいだったと思っています。それを考えますと、この圏域で必要となる介護職員の数は、この数になると思います。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） そこのところにね、やっぱり 99 人足りないというのであれば 3 人来ました、裾野が広がりましたっていう話ではとてもじゃないけどならないと思うんですよね。そこのところをしっかりとっていくっていうようなことではね、やっぱり処遇改善というようなことがしっかりやられなきゃいけない、さっき 40 人が利用して、10 人がアップしたっていうような話ありましたが、そこら辺のところをもっと全体に広がるっていうようなことがある、キャリアアップを受けてのことなのかどうなのかって、それ以前にも、そもそもの処遇改善がされるっていうようなことがないと、ここの 100 人近い人員を確保しようと、そんな大それた話になってしまいます。そこら辺どういうふうにお考えなのか、私の考えが間違っているのか、それとももっと違う認識があるのかというところをね、介護人材の確保と処遇改善の関係性、どういうふうにお考えか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 介護人材の確保に処遇改善は不可欠であると考えてます。特に賃金面は他産業に比べて低いと言われてますので、この改善が

図られることがまずは必要であると考えます。また、福利厚生面の充実や、風通しのよい職場づくりも重要な処遇改善であると考えています。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） 戻りまして先ほどの処遇改善が何ぽかできましたと、そういうこともあって、裾野が少し広がって人材も確保できましたっていうようなことになってますが、この処遇改善そのものもそうですし、そこら辺の確保できたものを、処遇が改善できたものっていうようなところをね、十分だとお考えか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 十分にできたかと問われれば、まだまだ十分ではないという認識でいますが、課題解決に向けては、私たちは今できることをしっかりとやっていくしかないと考えていますので、そのことに注力したいと考えています。

議長（牛尾昭議長） ここで植田議員の②の質問が抜けておりましたので、どうぞ。

4 番（植田好雄議員） ありがとうございます。今私も先ほど気づいて質問させてもらえるかどうか聞こうかなと思ってたところなんですけど、広域連携推進事業の関係なんですけど、介護サービス事業所における生産性向上事業が 0 円というふうに記載されてる訳なんですけど、実際参加者数が 8 事業所 16 名が、何らかの形で関わってやられてるということで、全くゼロとはどういうことなんだろうかなということをやちょっとご説明願えますか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） この生産性向上事業においては、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間の計画で、5S 活動を中心とした業務改善活動を介護事業所に直接指導していただくため、無料で講師を派遣する取組みを行うと同時に、5S 活動の取組みが先進的な介護事業所の見学会を実施しておりました。

令和 6 年度から広域連携推進事業は、介護人材キャリアアップ事業と介護の入門的研修事業の二つに絞って実施することとして予算を編成しておりましたところ、令和 6 年度に入りまして、この 5S 活動の先進的な介護事業所の見学会の再度の開催を望む声が寄せられたことから、経費をかけずに実施できるよう調整しまして、関係先のご協力もいただくことができたので、ゼロ予算で実施することができたものであります。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） そうは言っても、予算があるんだったら、やっぱりつけてあげてやるべきだったんだろうなと思いますけど、そうすると、今後はこれはないということになっていくんですか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） はい。議員おっしゃられますように3年間の計画でやっております、ちょっと延長してもう1回そういった施設見学を行わせていただきましたので、これ以上延長して実施する考えは今のところ持ってありません。

議長（牛尾昭議長） 続いて山根議員。

10 番（山根兼三郎議員） 人材育成事業の件で私もお聞きしたいと思いますけど、先ほどの答弁で介護人材キャリアアップ事業、それと介護の入門的研修実施事業を今後も続けて、これをしていくということだったんで、私が提案というか、思いついた中高生を対象に担い手をですね、介護の方面への就職先とか、そういったことへの人材を向けていくという取組みが、この広域連携事業でもいいんじゃないかという、私の提案ではございますけど、このことについて、どのようにとらえていただけるでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 島根県の調査によりますと、令和4年度に県内の高校を卒業した生徒のうち、介護分野への進学や就職は1.1%であり、今後社会を支える中高生を対象にして、介護職の魅力ややりがいを伝え、進路の選択肢につなげるような取組みが求められています。このような現状もございまして、実は県が実施主体となって中高生を対象にした介護職場体験事業が夏休み期間に実施されているほか、生徒や教職員向けに動画やパンフレット等を作成されているなど、介護職の魅力を伝える取組みが積極的に展開をされているところです。また、関係市や各学校においても、職場体験活動や特別授業などが実施をされているとも聞いております。本組合としましては、これらの取組みを支援しながら、今後も島根県や関係市などと連携して、介護職の魅力を伝えていきたいと考えております。

議長（牛尾昭議長） 山根議員。

10 番（山根兼三郎議員） 私の方のちょっと認識不足もあると思います。今言われたように夏休みの職場体験事業とか、進路の先生向けの動画やパンフレットの配

布と特別授業等をお聞きしました。それで、ただ先ほど言われたように、高校生の介護の方が 1.1%という実態もございますので、やはり当圏域におきましてもですね、その辺のできれば、地元の人材は地元の子供たちからってというのがやっぱり地産地消というか、人材の在り方では私はないかと思えますので、今一度検討していただきたいということと、それと先ほど、そういった取組みについては圏域としてもですね、何らかの連携をするというふうな言われ方をされたと思うんですけど、具体的にですね、どのようなことですね、お金とかマンパワーとか、直接ですね、先生の方について、ちょっと今、生徒の思考ってどういうふうにお考えなんですかという、進路指導の先生と一回話してみるとか、そういったやっぱり実態の調査もですね、県の取組みは分かるんですけど、ちょっと石見の方の、具体的にじゃあそれがどこまで効果があるってというのが、もし分かるようだったらもう一回、今日とは言いませんけど、また示していただけるようなのが、それとの連携ってというのがまた、この当組合としても、しやすいんじゃないかと思えますけど、その辺の考えはいかがでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 議員ご提案のありました、小中高生を対象にして魅力を伝えるような取組み、これについて、まず島根県や関係市、こちらの方で、もうすでに積極的に展開をしていらっしゃいますので、合わせてこちらの広域行政組合として、何らかできるものがあるかどうか見たときに、これ以上手をつけるところがないというのが実情でございます。この広域連携推進事業でございますが、基金を財源にした事業でございますので、無限に財源があるものではございません。したがって、基金を上手に使っていくというようなことも考えなくてはなりません。以上二つのことからですね、広域行政組合として何らかのこれらの取組みを積極的に新たにすることができるといことを考えたときには、今の状態では、まずは、島根県と関係市、こちらがされていらっしゃることに對して、こちらとしては PR であつたりとか、そういった形でできるところで支援をしていきたいという形で考えております。

議長（牛尾昭議長） 続いて植田議員。

4 番（植田好雄議員） 決算書の 16 ページですか、低所得者保険料軽減事業の関係ですけど、これ見ると前年比より約 2,500 万円ほど減額となっておりますけど、これは第 9 期の介護事業で所得段階を増やした訳ですけど、減免対象者はほぼ、そんなに変わってないんじゃないかなと思えますけど、そういう中で、ここの 2,500 万円の減額になっている要因についてご説明願えますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） はい、要因としてはこれ二つありますけれども、令和 5 年度と比較して、対象者がほぼ横ばいではないかと今ご指摘ありましたけれども、実は約 240 人ほど減っております。そして、第 9 期保険料設定において、国が低所得者層の保険料率の見直しを行ったことに伴い、公費負担率が引き下げられたことが影響しています。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） 公費負担率が引き下げられたことが大きいと言われましたけど、この負担率というのは、どの程度変わっているのか、前年度と比べまして。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） この事業は低所得者の保険料を軽減することを目的としており、その財源は国、県、市、公費で賄われることになっています。第 8 期では、保険料段階によっても違いがありますが、0.2%から 0.05%の負担軽減ができるように国が設定をしていました。第 9 期では、負担割合を以前より低く設定し 0.17%から 0.005%までとされました。公費負担割合が低く設定されたことについては、第 1 号被保険者間で保険料の負担の調整を行い、その結果、低所得者の負担が抑えられたということが要因になっています。このことから事業費が減額となっています。

議長（牛尾昭議長） 続いて多田議員。

6 番（多田伸治議員） 同じく低所得者保険料軽減事業ですね。これ、この事業の対象者は被保険者の 40.2%にのぼるんですが、4 割の方が軽減を受けざるを得ないというような状況になっというところでは、保険料はこれ適正なのかどうか、そこについての認識を伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 令和 6 年度の対象者は、1 万 1,177 人で、前年の 1 万 1,450 人と比較して減少はしておりますが、被保険者全体の約 4 割を占めていることから、割合は依然として高いと認識をしています。しかし、介護保険料の段階設定は、国の基準で設定方法が定められているため、自由な設定をすることはできないことになっています。本組合においても、この基準に沿って段階設定をしておりますので、保険料設定としては、適正であると考えています。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） ちょっと、もう細かく見ていくんですけど、今 1 万 1,177 人が軽減を受けるとするというお話だったんですが、その中でさらに、滞納になったという方がどれぐらいおられるかっていうのは分かりますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 令和 7 年 5 月末現在ですけれども、6 年度の現年度普通徴収保険料を滞納している 101 人のうち、減額の対象となっている人は 37 人おられました。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） これでもう一回戻るんですが、軽減を受けたうえで滞納になる、悪質な人っていうのが 4 人か 5 人かおられたっていう話がありましたけど、当然これより、差し押さえまでされたっていうような方がおられたって話もあるんですが、それよりずっと多い人数の方が、もう払いたくても払えないというようなことになっておると。37 人の方が、そうなるとというのは、国の基準があるという話ではあるんですが、被保険者の立場から見て、これ適切だと思われませんか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 被保険者の立場から見て適切かという問いではございますが、先ほど申しましたように国の基準で定められており、自由な設定をすることはできませんので、それを踏まえても適切としてお答えするしかないかなと思います。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） ちなみに先ほど少し触れました悪質な滞納をというようにすることで 37 人の中で、差し押さえというようにになったりというように方がおられるのか、伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 事務報告書に記載の悪質な滞納者とは、資力があるにもかかわらず、介護保険制度自体に納得がいかないことを理由に保険料の納付を拒む方を指します。ご指摘のあった低所得者層には、こうした方はおられませんでした。

議長（牛尾昭議長） 続いてどうぞ。

6 番（多田伸治議員） 当然そうだと思うんですけどね、これ次の問いに移っているんですが、今、1 万 1,177 人の方が軽減の、その中で 37 人の方が滞納にもなっているというところで、こういった方たちっていうのは両市のセーフティーネット、福祉の制度など、こういったものにちゃんとつながってるのかっていうところを伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 窓口や臨戸訪問でご自宅に伺った際には個別に相談を受けておりますが、令和 6 年度は関係市の生活保護担当などのセーフティーネットにつなげたケースはありませんでした。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） つながっていないっていうのは何でなのでしょう。少なくとも、この滞納までされとるっていう 37 人っていうのは結構大変な状況だと思いますし、1 万人からの方が軽減を受けなきゃならないっていうような状況に追い込まれてると、そういう保険料設定はされとるところですが、そこがセーフティーネットにつながっていないっていうのは何でしょう。本人さんの希望なのか、それとも行政側の何か思惑があつてのことなのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 先ほども申しましたように、個別に相談があった場合や訪問した際には、しっかりと話をして現状把握するように努めております。また、その際に生活に困っておられるような状況が確認できましたら、減免の可否の検討は、今言われましたように必要であれば市の保護担当係へつなぐなど、適切に対応しております。このように、丁寧に対応しておりますので、令和 6 年度はそうした対象の方が実際におられなかったということでご理解をください。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） ちょっと言葉じりをとらえるようで申し訳ないんですが、今相談があればっていうふうに言われた、これは相手方から、いや大変なんです助けてくださいっていう話があれば、そういうふうな対応がされるっていうことなんですか。それとも、いや普通に考えて軽減を受けとると、そのうえで滞納までしとると、そういった方には福祉としてこういう支援もありますよっていうようなことを積極的に働きかける必要もあるんじゃないのかなと思ったりするんですが、そこら辺はどうなのでしょう。積極的にやられてるのか、それともお話を、助けてくだ

さいって言われたときだけ対応しているのか、その結果としてつながっていないという話なのか。どうなのでしょう。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 今言われましたように生活が苦しい方は、どうしても保険料の滞納につながるケースが多くありますので、私たちはこういう方をピックアップして、個別に訪問するようにしてます。今言いましたように、生活状況を確認したうえで生活に苦しい状況があれば、必要な担当につないでいく、そういう対応をとっています。私たちは相談を待つだけでなく、自分たちの方からこうしたプッシュ型の支援をしてまいります。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6番（多田伸治議員） この1万っていうと1万1,177人、ここに全部っていうことはないかもしれませんが、少なくともこの37人、滞納されてる方というところ、それと他にも厳しいというところでは、そのプッシュ型の対応というのを、皆さんされたうえでさっきのゼロだという話になるのかどうか、その点、改めて伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 滞納されてる37人については、全て個別訪問を行っております。

議長（牛尾昭議長） 次の質問に移ってください。

6番（多田伸治議員） 低所得者のこの軽減の事業での軽減対象者、なるべく減った方がいい訳ですね。そのためには何が必要かというところを、当然これ、組合だけで何とかなる問題じゃない部分もあるのはあるんですが、そういったものも含めて、どういうふうにお考えか、その点について伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 申し訳ございません。今、質問いただいたのは、発言通告でいうとどこになるのでしょうか。

失礼いたしました。軽減対象者を減らすための対策ということですが、制度上決められていますので、対象者を減らす対策は特にないものと考えています。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） 先ほど申し上げました、組合だけのところではないとい
うところも踏まえてね、やっぱり社会全体として捉えていかなきゃいけない。そう
いう認識に立つとこれは何が必要になってくるのかと、そういうところを組合とし
ての認識を伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 対象者が減るためには、所得が増える必要
があると考えております。そうしますと、高齢者の収入源である年金のさらなる充
実、これが求められると考えます。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて岡本議員。

2 番（岡本正友議員） 主要施策等実績報告書の8ページ、ナンバー6の清掃総務
事務費のことについてお尋ねします。内容は執行率83.95%の形になっています。こ
の理由と内訳なり金額をお示ししてください。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） この清掃総務事務費では、環境衛生事業等の管理事
務に係る必要経費を計上しており、実際の予算執行に当たりましては、厳しく内容
を精査し、歳出削減を図っております。執行率が抑えられた主な要因についてであ
りますが、ペーパーレス化を推進して消耗品や印刷にかかる支出を抑えまして、需
用費を約7万1,000円削減したほか、事務用パソコンの更新にあたっては、浜田市
での一括購入に含めていただくことで約3万9,000円を削減しております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて岡本議員。

2 番（岡本正友議員） 9ページナンバー7、エコクリーンセンター管理運営費に
ついてお尋ねします。私のこの質問もですね、ちょっと先ほどあった監査委員の審
査意見書に基づいたもので、質問をしたいと思っていますので、よろしくお願いし
ます。監査委員の意見書の2ページの9行目にですね、このような文言があります。
さらにというところで「近年はごみ出し方のルールが徹底されないことにより、ご
み処理施設等における火災や施設の稼働停止などが報道されている。このような事
態が発生すると、多くの損失が発生し、市民生活への影響も甚大なものになること
から、ルールが徹底されるよう引き続き周知に当たっていただきたい。」というよう
な内容を示されています。このことについてですねお聞きしたくて、この度の審査
においては、この項で質問して欲しいという問題がありましたので、ここで質問す
るわけですが、今お話ししましたようにですね、火災があったというような話を聞い

て、私もインターネットで調べていくと、どうも埼玉県蕨戸田の衛生センターのことなのかなと思っています。そういうのは原因は一体何なのかということをごすね、お尋ねしておきたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 施設の稼働が停止した事例を幾つかご紹介をさせていただきます。直近では 7 月 13 日に議員おっしゃられました埼玉県にある粗大ごみの処理施設の蕨戸田衛生センターで火災が発生して、施設での受け入れが停止しております。火元は破碎した粗大ごみを運ぶコンベアでありましたが、出火原因の特定には至っておりません。

また、この圏域では江津市にあります不燃ごみ処理施設の島の星クリーンセンターにおいても、4 月 14 日に火災が発生しております。出火原因としましては、破碎の工程で高温になった金属類が、混入していた可燃性のごみに接触して引火したのではないかと推定がされています。

ごみ処理施設の火災は全国的に相次いで発生していることを背景に、強い圧力をかけると激しく発火するリチウムイオン電池の混入が原因ではないかと疑われておりまして、国においても分別回収を徹底するよう、各自治体へ通知しているところであります。その他にも焼却ごみに水銀が混入したことで、一時的に排ガスが基準値を超えてしまい、施設を停止せざるをえなかったという事例が幾つか見られています。

議長（牛尾昭議長） 岡本議員。

2 番（岡本正友議員） はい、分かりました。決してこの監査委員の意見をですすね、否定するもんじゃなくてですすね、これはこれで私は正しいと思うんですが、受ける側としてですすね、要は管理する側、それから市民にこういう形のものを、注意を促すというような形は当然やっていかなければならないんだろうと思っています。そういうところですね、そういう観点で、やっぱりごみ出しのルール徹底であったりですね、周知、それからそのようなことをしながら、特に、どういうふうな重点に置くべき事項というのは、私はあるんだろうと思います。いわゆる監査の方から指摘されたものに対して、受ける側は何を重点をもってこれをされようとするのかお尋ねします。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 本組合としましては、施設の機能が損傷を受け、ごみの焼却を停止するようなことは回避をしつつ、安定したごみ処理を継続していく必要があると考えております。そのためには、大きな火災につながりかねないリチウムイオン電池、ガスボンベ、ライターといった発火の危険性のあるものの混入を

防ぐとともに、水銀などの重金属類がごみに混入することのないよう、まずはごみ出しのルールについて、圏域の住民への周知に努めてまいりたいと考えております。

また、あわせまして、施設の火災対策も重要でありますので、この度の基幹的設備改良工事において、ごみピットの火災センサー並びに消火用の放水銃を強化するよう取り組んでいるところであります。

議長（牛尾昭議長） 続いて多田議員。

6 番（多田伸治議員） 同じくエコクリーンセンター管理運営費です。毎年ね、渋滞があったりってような話があるんですが、そういうことも含めて搬入でのトラブルが令和6年度あったかどうか、ちょっとお答えください。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 基幹的設備改良工事が本格化し、工事関係車両が増えることで、令和6年度は渋滞によるトラブルを心配をしておりました。搬入者が増えると見込んでいた連休明けの4月30日と5月7日、そして年末の12月27日には交通整理員2名を配置しまして、渋滞回避の対策を行っており、そういったこともあり、トラブルは発生しませんでした。

議長（牛尾昭議長） 続いて多田議員。

6 番（多田伸治議員） 渋滞以外にも何か他にもあるようなことがあったのか、私のところは聞こえてこないんで、あったかどうかも分かってないんですが、その辺あればあったで、どんなことがあったのかっていうのを伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 渋滞もございませんでしたし、搬入時の住民の方や業者さんから要望等もございませんでした。

議長（牛尾昭議長） 続いて多田議員。

6 番（多田伸治議員） ごみが減ってはいるんですが、これ人口減少で減っという部分も大きいとは思いますが。その辺はね、ごみ減量の取組みもやっていると、ちょっと分けて考えると、実際そちらのごみ減量の取組みの方としては、どういうふうに見えるのかというところを伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 令和6年度においては、前年度と比較して圏域の人口は約2.2%減少した一方、ごみの搬入量は約4.6%も減少しました。基幹的設備改良工事に伴って、圏域の住民に対してごみ減量へのご協力をお願いしたことが、ごみの搬入が減少した要因の一つではないかと考えております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。あらかじめ発言通告をされた議員の質疑は全て終了しました。この件につきまして、発言をされてない議員の発言を許可いたします。ただし、お一人質疑は1項目とし、質疑は3回までとします。
ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） それではないようですので、暫時休憩いたします。

（午後 2時42分 休憩）

（午後 2時52分 再開）

議長（牛尾昭議長） それでは、再開をいたします。続きまして介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、あらかじめ発言通告が出ておりますので、順次発言を許可いたします。
多田議員。

6番（多田伸治議員） 13番で、介護保険料について伺っておきます。介護保険料減免で収入激減が4件となっていますが、減免となったその要因ってというのが、こういったことなのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 個別の要因としましては、退職が二人、疾病が一人、世帯所得の減が一人となっています。

議長（牛尾昭議長） 続いて、多田議員。

6番（多田伸治議員） この先ほどの低所得者保険料軽減事業、1万1,177人おられるという話と、今これ、滞納が保険料全体のところで101人おられるというようなことで、基本これ皆さん、大体所得がどれぐらいあってっていうことが分かったうえで、保険料がかかっておるといふふうに思うんですが、この中には減免の必要があるっていう人は、もう他にはいないということなんでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） ご指摘の対象者については、一定程度おられるのではないかと思慮しますが、特に把握はしておりません。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて多田議員。

6 番（多田伸治議員） それは、なかなかね 1 万人からおれば難しいところもあると思うんですが、そういう資格というか、条件が合うというような人には、なるべくそういうものを受けてもらってっていうのが福祉のあり方です。そういうふうな方向にはいかないもんなんですかね。何かしら働きかけなり、何なり、今の働きかけでは届いていないというところでもあると思いますんで、そこら辺をどういうふうにか考えるか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 組合の方では、所得しか分からないため、個々の収入や資産の把握は難しい状況にあります。しかし、減免制度の周知については、組合ホームページや関係市の広報に掲載するほか、介護保険料決定通知書にも説明を記載して、全ての第 1 号被保険者の皆様にお知らせをしています。また、納付相談があった場合には、状況をよく確認させていただいています。こうした丁寧な対応により、必要な方には適切に減免制度を利用していただけるものと考えています。

議長（牛尾昭議長） 続いて多田議員。

6 番（多田伸治議員） ちょっとね、おられるかもしれないという話しか、私からもできないところではあるんですが、なるべくそういうところにちゃんと手が届くように、今までのやり方では届かないところがあるということは、ちゃんと認識しておいて欲しいなと思うところなんです。これ、滞納のところで今訪問徴収を 411 件行ったというふうになっとるんですが、これ、訪問した件数そのものは、延べではなくて滞納が 101 件というようなことになっとるんですが、実際に訪問をして徴収できたところが 411 件ということですので、訪問したのは実数で何件なのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 年間の実人数は集計できておりませんが、一月当たり 20 人程度臨戸訪問しており、その結果、延べ 411 件の納付を受けています。

議長（牛尾昭議長） はい。

6 番（多田伸治議員） はい。さっきの一般会計のところの話に戻るんですが、プッシュ型のっていうふうな、ちゃんと福祉が受けられるようになっていうような話がありました。この 20 件のところでは、いうたら、家まで行って状況も見て、どんな生活されとるんかっていうのを把握しての訪問です。そういうところではね、そのプッシュ型の、いや、今のあなたの状態だったらこういう福祉も受けられますよ、こういうことで支援を受けた方がいいんじゃないですかっていうような話がきちんとされとるというふうに認識してよろしいんですかね。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） はい。ご自宅に伺った際には、個別に相談を受けておりますし、必要があれば、両市の必要な窓口へつなげるようにしております。

議長（牛尾昭議長） 続いて多田議員。

6 番（多田伸治議員） 訪問徴収 411 件のところで、実際その両市の福祉窓口なり、セーフティーネットにつながったっていうのは、どれぐらいおられるのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 令和 6 年度については、そうしたケースはございませんでした。

議長（牛尾昭議長） 続いて多田議員。

6 番（多田伸治議員） プッシュ型のそういう支援というか取組みをやられとって、そこにつながらないっていうのは、何でなんでしょう。ゼロということなんで、毎月 20 人もいっとればね、いろいろ話もあるだろうし、生活保護だけじゃない、いろんな支援があります。社協でやっておられるようなものもあろうし、そういうものも含めて、ゼロっていうのは何でなんでしょうね。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 令和 6 年度に個別に相談があったケースや訪問したケースについては、そういうことも含めて、対象になる方がいらっしゃる

なかったということをご理解ください。

議長（牛尾昭議長） 続いて多田議員。

6番（多田伸治議員） 滞納を、皆さんね、したくてしとるわけではないというのは、さっきの悪質の云々っていうような話でもそうです。それでも滞納せざるを得なくなっているというような方がおられるんですが、この滞納が生じる根本原因とその対策、解決策というものをどういうふうに認識されとるのか。当然、組合で何とかできるもの、そうでないものってあると思います。その辺も含めて、どういうふうな認識をお持ちか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 滞納が生じる原因としては、資力があるにもかかわらず払わないケースと、収入が少なくて払えないケースの2種類があると考えています。前者のケースでは、保険制度の公平性を保つ観点からも、滞納につながらないように、悪質な場合には差し押さえも考慮して、厳正に対応していく必要があると考えています。

一方、後者のケースでは、収入を増やす必要があると思っており、高齢者の収入源である年金制度の充実が求められると考えます。こうした充実については、全国市長会からも国に対して、公的年金のさらなる充実を要望する提言がなされていますので、今後の制度改正に期待をするところです。

議長（牛尾昭議長） 続いて多田議員。

6番（多田伸治議員） これも大体毎年聞いとるような話なんですが、これ年金支給月、報告書の方だったかな、見ますと、年金支給が無い奇数月というのが、この振替不能が多くなるというようなことになっております。数字としてはそんなにめっちゃめっちゃ動くわけではないんですが、やはり傾向として奇数月は振替ができないというようなことになっとる。そこに対する対策とか、対応というようなことを何かあったのか、それとどういうふうにしていけば、これが解決するのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 組合でできる対策としては、奇数月に納付が難しい場合、次の年金月に納付をお願いするなど、被保険者の方の生活に支障が出ないように、柔軟な納付をお願いしているところです。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて山根議員。

10 番（山根兼三郎議員） 決算書の歳入の介護保険料についてお伺いいたします。介護保険の徴収率がですね向上しているということで、その要因について、具体的にどのような施策か取組みを行ったのか、事務報告書にも触れられておりますけど、また、それぞれがどの程度の効果を上げたのか数値を含めて説明してください。ということと、それと監査報告書の中でも、この徴収についてはですね、「徴収を担当する職員の努力を大いに評価するものである」ということで、非常に監査のですね評価が高いということで、私も監査やってここまでの表現使うことはないんですけど、その辺について、詳しいことをお知らせしてください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） はい。具体的な取組みとして早期の訪問や電話による催告を行っています。特に 65 歳になったばかりの方で滞納が発生しているケースでは、制度に対する理解不足や納め忘れをされていることが多く、お話をした約 9 割の方が、納得をして納付をしていただいている状況です。また、何度自宅を訪問しても、会うことができない方については、夜間や休日に訪問をして、催告をするように工夫もしています。

令和 6 年度は 20 件を対象として実施をしましたが、うち 14 件で会うことができ、11 件で分割納付の約束を取りつけることができました。そして、資力がありながら納付しない滞納者や、納付意思が全くない滞納者については、預貯金の差し押さえを執行しました。令和 6 年度は 5 件、9 万 8,342 円の実績となっています。こうした取組みの結果が徴収率向上につながったものと考えています。

それから今議員言われました監査委員の評価についてですが、私どもから言うのもおこがましいですが、私ども担当職員は大変丁寧に住民の皆さんとお話をしています。疑義の電話であったり、苦情の電話があると、もう真っ先に、他の仕事をおいてでも飛んでいく、そういう対応でやらせていただいておりますので、そうしたところもしっかり評価していただいているのかなと思っています。

議長（牛尾昭議長） 続いて岡本議員。

2 番（岡本正友議員） 11 ページ、ナンバー 9 の介護保険事務費についてお尋ねをします。この介護保険事務費は、中間、いわゆる第 3 号で 1,300 万をですね途中で減額しておるにもかかわらずですね、最終的には執行率 92.34%になっています。この理由、具体的な内訳なり内容、金額をお示ししてください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 3 月の補正予算では、介護保険システムの標準化に伴う委託料が減額となったことにより 1,300 万円を減額いたしました。補

正後の予算では、システム標準化に伴うクラウドサーバーの利用料を 3 月分のみ約 357 万円計上しておりましたが、この費用を国が負担することになりましたので、支出が不要となったことから執行率が 92.34%に留まっています。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて岡本議員。

2 番（岡本正友議員） 次に移りますが、11 ページのナンバー10、連合会負担金についてお尋ねをします。これも同じようにですね途中で 3 号で 400 万ほど減額をされています。減額してなお執行率が 85.54%になっているこの理由について、内訳、金額をお示ししてください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 3 月の補正予算では、令和 6 年度制度改正対応にかかる負担金が減額となったことにより、400 万円を減額いたしました。補正後の予算では、その他の負担金や保険給付の請求に係る手数料など、必要な経費を見込んでおりましたが、オンライン会議の開催などにより、事務費負担金が約 53 万円不要になったことや、手数料の請求が想定を約 32 万円下回ったことなどから、執行率が 85.54%に留まっています。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて植田議員。

4 番（植田好雄議員） 介護認定審査会について少しお伺いしますが、これ一つ目に前年度に比べて審査会の回数及び審査件数が少しずつ減っておるんですが、効率的な運営や委員報酬なども含めて適正化を検討していく必要性もあるんじゃないかと思いますが、その辺の確認を少しさせてください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 審査会の開催件数や 1 回当たりの審査件数につきましては、年間の申請見込み件数から設定をしています。令和 6 年度は審査件数が減っていますが、申請件数は流動的であることや、審査会に出席していただく委員の負担を考慮しましても、概ね効率的に運営できているのではないかと考えています。委員報酬につきましては、資料の事前確認などの労務の重さや各分野の専門的見地からの意見を求めることなどから、現在の報酬額は妥当だと考えています。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） 委員の負担のいろいろを考慮して、回数だとか含めて妥

当だというふうに今言われたわけですけど、この辺の負担というのが、他にも業務をされていて、そういうことも任されていくことで、日程の調整等も含めて、かなり負担があるとするんだったら、今後の中でリモート会議をするだとか含めて、そういう負担軽減をしていくこともあるのではないだろうかというようなことを、その辺の今後のやり方を少し考えながら、効率的なやり方がもっとできるのではないかなというようなことを含めて、どのようにお考えがあるのかということと、報酬等も妥当だということですけど、これは生活費じゃないので最低賃金がどうのこうのということはありませんけれど、類似の団体だとか含めて、近隣とか含めてこの辺の額的なものが相当なんだろうかということを少し説明できますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 委員の皆さんの労務、重さ、負担ですけれども、審査会に出ていただく日の前段で、組合の方から事前に資料をご自宅にお送りします。各委員におかれましては、その資料を確認したうえで審査会に出てきていただきますので、そうした確認に相当の時間を要しますので、そこで一つ負担が生じると思います。それから今議員言われましたように、審査会をリモートでという話ですが、これについては全国的にもそういう流れもありますので、今後検討していく必要があるのかなとは考えています。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） それでは続きまして、審査認定までの法的な期限でありますけど、30 日以内というふうになっておりますけど、見ると日数的に平均 37 点なんぼとかいうことになっておりますけど、この 30 日というのはあくまでも目安なのかということとあわせて、認定までの最長の日数及び最短の日数がどのような状況になっているのかを説明、示してもらえますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 今のお答えをする前にすいません、先ほど回答漏らしておりましたが、委員報酬の妥当性について、まずお答えさせていただきます。委員報酬は本組合では 1 回 1 万 5,000 円を報酬として支払っています。県内の各保険者の様子も聞き取りましたけども、大きな差異はないというふうに聞いていますので、お答えします。

それから、今ありました法定期限内の認定についてですけれども、法定期限については、介護保険法に要介護認定の申請に対する処分は、処分のあった日から 30 日以内にしなければならないと規定されており、基本的には期限内に認定を出さなければなりません。しかし、実際には主治医意見書の遅れなどから、法定期限内に認定できないケースが出ています。申請から認定までの日数ですが、令和 6 年度では

最長で 205 日、最短で 11 日となっています。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） 主治医からの意見書の遅れなどということは、これはいつもこの認定のときに理由として挙がってる訳ですけど、それは、主治医の先生もこれについているわけじゃないんで、大変な労苦があるんだろうと思いますけど、その辺の改善点みたいな、もっと早めに出してもらおうとか、そういう改善点みたいなことの対策みたいなことはありますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 法定期限内の認定に向けた取組みとしては、更新案内をする際に主治医意見書を同封して、申請者ができるだけ早く受診して主治医意見書を作成していただけるよう、工夫をしています。また、医療機関に対しては、文書や電話で作成状況を確認し、受診漏れや作成漏れ等の防止に努めています。加えて当面受診の予定がない方やご家族の同席の都合で、訪問調査の日程が先になるという方については、訪問調査日程が近くなってから申請をしていただくようにご案内をしています。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） 申請までの日程の日数ですけど最長で 205 日、もうこれ、大変長い日にちだと思いますが、最短だったら 11 日ということで、早く認定してもらえばいいんだろうかなと思いますけど、この最長 205 日というのは特別な例だなと思いますけど、少しその辺の状況を説明してもらえますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 今おっしゃられたように特別なケースですが、主治医意見書の作成を待っていたんですけども、途中で申請者が主治医を変えられたようなことがありました。申請から日数が長くなってきますと本人さんの状態も少し変わってきますので、一回は認定調査をしたんですけども、もう一回認定調査のやり直しなども、このケースではあったようです。そうしたことで非常に長い認定までの期間となってしまいました。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） 続きまして、要介護要支援認定の法定期間の関係ですけど、30 日までの認定率が 24.9%、平均日数 34.97 日というようになっておりました

けど、これも先ほど言いましたけど、こうした主治医の意見書が整わないということもいろいろある訳ですけど、こうした法定期限内の認定に向けて取組みなどは少しでも先ほども聞きましたけど、この辺のところが具体的にもっと、具体的にこういうふうにしてやっていけば主治医さんの負担も軽減できたり、認定をスムーズにもっとこう進めて、認定する審査員の人の負担も軽減していけるんだよということがありましたら、少しご説明願えればと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） すいません、先ほど少しお答えしてしまったところがあるので重複しますけれども、法定期限内の認定に向けた取組みとしては、更新案内を発送する際に意見書をあらかじめ同封して、申請者さんになるべく早く受診をして意見書を書いてもらえるような工夫をしています。それから、ドクター、医療機関に対しては文書や電話で作成状況を確認して、漏れがないように努めています。それから、認定調査の日程が遅れるような場合もありますけれども、そうした場合には、申請者さんとも相談をして、訪問調査が近くなってから認定をいただくような工夫をしているところです。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4番（植田好雄議員） それでは、更新申請対象のうち88%の方が認定有効期間内に認定をされているわけですけど、申請から認定までの平均日数が前年同月比で多少、微減してきております。概ね適正処理されたというふうに認識をされている訳ですけど、認定有効期間内に認定されなかった12%の方の要因と、認定まで日数を要したことで不都合が起きたりとか、こういう苦情がありましたよとか、何かそうしたことがありましたら、お伺いしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 認定有効期間内に認定されなかった主な要因としましては、主治医意見書などの認定審査資料が揃わなかったことや、審査会の日程調整のためとなっています。認定までに日数を要した方への対応については、延期通知書を発送して認定が遅れている理由と、おおよその認定日をお知らせしています。また、認定が遅れた場合であっても、介護サービスを利用しなければならぬ状況があれば、ケアマネージャーと相談をして、暫定という形で問題なくサービスを利用することができますので、このことに対しての苦情は特段いただいております。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） 暫定ということで対応ができるということでありまして、これによってサービス料が変わってくるだとか、負担が変わってくるだとか、サービス内容はちょっとどこまでのサービスをしていいかなということの、そうしたことは問題もなく進められているということによろしいですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 暫定プランであってもケアマネージャーがしっかりとプランニングしておりますので、利用者さんには問題がありません。また、利用料についても普段と問題なく利用していただけるものです。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて多田議員。

6 番（多田伸治議員） 計画策定委員会費のところ、計画を策定する年ではないんで大きな動きはないと思うんですが、それでも委員会年間で 3 回開催しております。この中で委員さんから今後の計画、今取り組んでいることというようなことにこうすればというようなことを含めて、ご意見があったのはどんなものがあったのか、お示してください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 関係市や本組合が実施した地域支援事業の内容や事業費の内訳などについて、確認とご意見をいただきました。また、令和 6 年度は第 9 期計画に基づき、地域密着型サービス事業所の整備を行いましたので、事業所の選定にあたってのご意見をいただいています。具体的には、中山間地域へサービス提供する事業者を優先すべきであるといったご意見や、サービス提供するうえで考慮しなければならない基準上の注意点などについて、様々な視点からご意見をいただきました。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて岡本議員。

6 番（岡本正友議員） 14 ページのナンバー15、保険給付費についてお尋ねします。当初予算 108 億 1,381 万 1,000 円という形のかなり高額な、いわゆる予算を立てている中で、第 3 号で 2 億 1,000 万は減額をしていた、それから最終的にはですね執行率が 98.91%になったというような形で、今この報告を受けています。これは妥当であるのかどうかお尋ねしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 3 月の補正予算では、令和 6 年 10 月サービ

ス提供分までの給付実績を考慮して、2億1,000万円を減額いたしました。保険給付については、決して不足が生じることがないように、慎重に見込んで予算化しておりますので、執行率98.91%の実績は、概ね見込みどおりだったと考えています。

議長（牛尾昭議長） 続いて多田議員。

6番（多田伸治議員） 保険給付費のお話になります。保険給付費のところでは、入所施設の話も当然出てきますが、これ令和6年度で入所施設への待機状況ってのはどんなものだったか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 待機状況は3年に1度、事業計画策定の際に、事業所にヒアリングをして把握をしています。令和6年度のものではありませんが、直近では第9期計画策定の際に把握したものになりますけれども、特別養護老人ホームで約6か月待ちとなっています。今後は第10期計画の策定にあたり、改めて待機状況の把握をしてまいります。

議長（牛尾昭議長） 続いて多田議員。

6番（多田伸治議員） 6か月待ちっていうのは、どれぐらいの人が待ってるっていうような計算になるのか分かりますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 申し訳ありません。今、人数の方はお答えできません。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6番（多田伸治議員） またそういうものをきちんとどこかで示していただきたいなと思うんですが、これ6か月待つとる間にお亡くなりになったっていうような方もおられるのかどうか、その辺を伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） そういった方がおられるのではないかと考慮はしますが、実際の状況については把握しておりません。

議長（牛尾昭議長） 続いてどうぞ。

6 番（多田伸治議員） 実はこれ私ら、今月の頭のところで、島根県市議会議長会研修というものを受けに行って、ここにおられる皆さんも行ったんじゃないかなと思うんですが、その際に総務次官、結構偉い人が、これから人口は減るんだと、それに合わせたまちづくりをしてもらわなきゃっていうような話を偉そうにされておりましたわ。なんです、いやね、これ待機で、今そういう方向性に則って、これから施設整備すると将来的にだぶつくんで整備はしませんっていうのが、お金がないともありますけど、そういう方向で待機をしていただいていると。そのうえで、待機中に亡くなった方がおられるかもしれないというようなこともある。これ、正確な数字が分かってないんで、憶測に過ぎるところはあるんですが、実際待機されとる方がおられると、この人たちもみんなちゃんと保険料払ってるんですよね。保険料払っててもサービスが受けられないということに対して、どういうふうに公平性の観点から考えればよろしいのか伺っておけますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 確かに入所を待っておられる方は、非常に大変な思いをしてご家族さんは待っておられると思います。ただ、そうした場合であっても、在宅サービスで必要なサービスは受けていただけますし、家族さんの負担軽減については、ショートステイなど必要なサービスが準備されています。今、多田議員おっしゃったように、これからは人口減少、こうしたものも考えていかなくتهはいけないので、今待機があるからといって、やみくもに施設を増やす訳にはいけないと考えています。そうしたことも含めて、第10期計画を策定するにあたっては、施設の整備、この必要性も踏まえて、しっかりと検討していきたいというふうに考えています。

議長（牛尾昭議長） はい。

6 番（多田伸治議員） 今の答弁から在宅のサービス、それからショートステイなんかで対応してっていうようなことは言われております。そこら辺がね、実際に待機されておるところで、どういうふうに考えられているのか。サービスを受ける方、本人だけじゃなくて周りの家族の皆さん、レスパイトケアっていうようなものも言われて随分久しくなりますが、そういったものについて、どんな状況なのかっていうのは把握されたうえでの今のお話なんですか。十分足りてる、今、訪問介護はなかなかできなくなりつつあるっていうような状況が全国的にあって、この後ちょっとそういう話もするんですが、そこら辺含めて、十分に足りとるんだと、待機してもらっても大丈夫なんだって言えるような状態ですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 家族を含めた利用者の状況についてですが、確かにしっかりと把握をして、計画に反映させていくことが重要だと考えています。計画の策定にあたっては、今年度、来年度にかけてにもなりますが、各種調査を行うことになっていきますので、そうした家族さんの状況、それから意見等もしっかりと把握をしていきたいと考えています。

十分なのかどうかと聞かれれば、待たれてる方がいらっしゃるとすれば、十分ではないとは思いますが、先ほど言いましたように、在宅サービスなどを利用していただき、待っていただくことが重要なかなと思っています。

議長（牛尾昭議長） はい、続いてどうぞ。

6 番（多田伸治議員） その入所やらなんやら、大きなサービスを使わなくても済むようになっていうようなところでは、介護予防の取組みっていうのは非常に重要になってくるといことなんですが、令和 6 年度でのこの介護予防の取組みで、特筆する成果があったというようなものがどうだったかと、両市でやられてるようなこともあります。そういうものも踏まえて、お答えください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 今ご質問いただいたのは保険給付費の中の、介護予防サービス等諸費のところの質問だと思いますので、そのことを踏まえて回答させていただきます。ここでは、特筆すべき効果として挙げられるものは特にございませんが、リハビリテーションの実施などによって、身体機能の改善が図られるといった効果は期待できるものと考えます。

議長（牛尾昭議長） 続いて同じく多田議員。

6 番（多田伸治議員） 51 ページ、介護予防生活支援サービス事業費というようなところでお話を伺うんですが、この中に 1 号訪問事業というようなものが入っております。これ、当初予算の際にお話を聞きましたら、令和 6 年度での実施予定っていうのが 270 人というようなお話でした。実際どれぐらい実施できたのか、そうなった、多かったり、少なかったりするのかもしれませんが、その辺の状況も踏まえて、何でそうなったのかっていうことも踏まえてちょっとお答えください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 実績は 290 人となっています。このサービスを利用する方は、ケアマネジャー等の適切なアセスメントに基づき、ケアプランに位置付けて利用されていますので、サービスを必要とする方がこの人数だったということでご理解ください。

議長（牛尾昭議長） 続いて同じく多田議員。

6 番（多田伸治議員） 同じく 1 号ですが、通所事業の、これは予算のとき 530 人というふうなことだったんですが、実際の決算としてはどうなったのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 実績は 663 人となっています。先ほどと同様の理由でございます。

議長（牛尾昭議長） 続いてどうぞ。

6 番（多田伸治議員） ケアマネさんがね、ちゃんと仕事をしてそういう該当者を洗い出して、これで対応できたというようなところでは大事なことではないかなと思うんですが、次に介護予防ケアマネジメント事業というところ、こちら当初予算では 485 人というように計上されておりましたが、実際にやられた数はどれぐらいになったのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 実績は 485 人となっています。介護予防ケアマネジメントは、総合事業のみを使う方のケアプラン料ですので、そうした対象者がこの人数だったということでご理解ください。

議長（牛尾昭議長） 続いて同じく多田議員、53 ページ。

6 番（多田伸治議員） 介護相談員派遣事業というところで、これ、実際に介護サービス利用者のお話を聞くというような事業なんですが、そこで出た不満とか不安とかを聞くんだというふうに報告書にも書いてありますが、その内容を具体的に教えていただければと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 利用者からの声には、例えば食事に関するものやレクリエーション活動に関する不満などがありました。具体的には、自分が食べられるものが少ない、好きなおかずが全く出てこないといったことや、レクリエーションがいつも同じでみんな退屈しているなどといった意見がありました。不安に思うことという点では、昨年度の事業所訪問の中ではなかったように報告を受

けています。

議長（牛尾昭議長） 続いてどうぞ。

6 番（多田伸治議員） 内容としては分かったんですが、これ件数としてはどれぐらい出てきたもんなのかというのも伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 食事に関することについては 52 件、レクリエーションに関すること 52 件、利用者の声、相談の件数というところでは 330 件あまりお話を聞いています。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） 高齢の方に好き嫌いすんなって話をするべきではないと思うんですが、せっかく聞いたお話として、これ、どういうふうに対応されたのか。レクリエーションなんてのもね、いろいろ乗れる人、乗れない人っていうのもおられると思うんですが、聞いたからには何かしらリアクションがないと、聞きましたで終わりではないはずで、そこら辺はどうなったのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 先ほどの利用者からの不満というケースでは、事業所に対してその声を伝えたところ、利用者さんとも話をされて、利用者さんに好まれる食事をメニューに入れたと聞いています。また、レクリエーションも単調にならないように取組みを工夫され、楽しく活動できていると伺っています。今回のこの例は、相談員が利用者の声を事業所に伝えることにより、速やかに改善が図られた良い例だったと感じています。また、昨年度はありませんでしたが、事業所では解決が難しいような相談、また、介護保険の分野ではない相談については、適切に対応できる機関につなげていきたいと考えています。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） そのうえで 52 件ずつ、食事やレクリエーションがあつて、全体 330 件、これは聞いて改善があつて、そのあと満足度調査みたいなこともやられておるんですかね。そこまでやって初めて十分だったかどうか、周りから見て楽しそうだなっていう話ではなくて、本当に言われたことが変わりましたかなっていうようなところまで、やられとるんかなと。やっとなるんか、実際やられてどうだったのか、っていうようなこともあるのかもしれませんが、そこら辺も伺ってお

けますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 調査ということでは行っておりませんが、改善があったあとも引き続きその事業所には相談員が訪問しておりますので、そうした中で、生の声としてそういう改善状況を伺っています。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて岡本議員。

2 番（岡本正友議員） 主要施策説明資料の 19 ページ、ナンバー21、保険者機能強化推進事業費についてお尋ねします。これも当初予算 600 万で進んでいましたが、第 3 号で 450 万減額をされました。それで最終的にはですね 111 万 7,000 円で、74.46%というような形の執行率になっています。このことについて説明を求めます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） ここでは、関係市が実施される事業に対して、負担金を支出しておりますが、関係市の事業実績見込みに合わせて 3 月補正では 450 万円を減額いたしました。補正後の予算では、江津市が実施した介護予防ポイント制度で交換する景品の購入費などを見込んでいましたが、景品単価が低いものがたくさん出たことなどから、約 38 万円少なくなり、執行率が 74.46%に留まっています。

議長（牛尾昭議長） 続いて 24 番から通告議員同一議員でございますので、どうぞ順番にやってください。

6 番（多田伸治議員） 介護保険特別会計全体について伺っておきます。

先ほどからちょっといろいろ言うております高齢者の貧困、それと保険料の料率の抑制ですね、国の基準があつてのものなんだというふうな話もありましたが、これ当然これ、組合で何とかなるかって言ったら、年金上げるってなったら、とてもじゃないからできませんし、国の基準があるんでと、料率もこの枠の中でというような話になります。それもね、それで被保険者の皆さんが安穏とできるのかといったらそういう状況ではないというところでは、当然国に対応を求めるというようなこともあると思うんですが、さっき、全国市長会からという話もありました。直接ではないのかもしれませんが、動きと結果はどうなったのかっていうところを伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 高齢者の貧困に特化するものではございませんが、保険料の抑制ということでは、国に対してしっかりと地域の声を届けることが重要であり、全国市長会や県を通じて要望しているところです。第 9 期保険料の設定では、実際に保険料率の見直しがされ、低所得者に対する負担軽減が図られましたので、私どもの要望が一定程度反映されたものと理解をしています。また、第 10 期計画に向けても、訪問介護の報酬見直しや公費負担の割合変更、そして地域実態に即した形での制度改革を要望しておりますので、そうした改正がされることに期待をしています。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい、続いてどうぞ。

6 番（多田伸治議員） とはいえね、ああいう状況があるってところで全然十分ではないというようなことが言えると思います。今度は 25 番に行きます。圏域内の事業所の経営、今回、この後でも事業所が廃止になるというような話も触れるんですが、なかなか経営が厳しいという話も聞いております。で、そこで働かれている介護従事者、これはスキルアップをしましたっていう人だけではない、従事者全体のところの処遇改善への対応と、その結果っていうものがどうなのかっていうところを改めて伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 事業所の経営状況については、昨年度実施した事業所へのアンケートなどからも、厳しい状況であると認識をしています。こうした状況の好転には、適正な介護報酬の改定が求められますので、実情に応じた改定がなされるよう、全国市長会などを通じて国へ働きかけてまいります。また、介護従事者の処遇改善については、加算等の算定漏れがないよう技術的助言を行うほか、事業所からの相談に丁寧に対応しております。特に処遇改善加算については、算定可能な事業所で漏れなく算定をしていただいている状況です。

議長（牛尾昭議長） はい、続いてどうぞ。

6 番（多田伸治議員） その結果として、域内の介護従事者の処遇改善ってのがどれぐらい図られたのか、そこが大事なんですよね。実際どういうふうなことになるのか、令和 6 年度、伺っておけますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） どれぐらいの改善が行われたのかということについての数値は持ち合わせておりませんが、介護職員の処遇改善加算は、サービス種類によっても異なりますが、国が定めたパーセンテージで改定をされており

ます。この処遇改善加算は、介護職員の処遇改善に全て充てなければならないという事になっていますので、その額は改善されているというふうに思います。

議長（牛尾昭議長） はい、続いてどうぞ。

6 番（多田伸治議員） 改善をされとるんだらうけど、それが例えば 5 万円改善されましたっていうのと、500 円改善されましたっていうのは全然違いますし、効果のほどってのはまた変わってきます。そういったところをきちんと把握して、何が求められるのかっていうことを、ちゃんと対応しなきゃいけないというようなことだと思っています。そこら辺もちゃんと合わせて国に求めてもらいたいなというところもあるんですが、あんまりこの話ばかりもしてられないんで、先ほど少し触れました訪問介護の充足状況、必要とされとる方がどれぐらいおって、今、サービスはどれぐらい提供されとるのか、足りない人、受けられてない人っていうのがいるのかどうかっていうようなところ、ちょっと伺っておけますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 令和 7 年 8 月現在の圏域内の訪問介護事業所数は 28 事業所となっており、令和 6 年度から 2 事業所少なくなっています。充足状況につきましては、中山間地域で不足しているとの声があるものの、市内の事業者からのサービス提供や、その他のサービス利用により対応できていると聞いています。また、訪問介護員が減ったことでサービス利用に支障が出ないかということも心配されますが、現在のところ、相談や苦情も伺っておりません。ケアマネジャーの適切なアセスメントに基づき、必要なサービスを受けていただいているものと考えます。

議長（牛尾昭議長） はい、続いてどうぞ。

6 番（多田伸治議員） では、訪問介護を受けたいんだけど受けられない、受けられなかったっていう人はいないという認識で確認させてもらっていいですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） はい。ケアマネジャーの適切なプランニングもありますので、そういう方はいないというふうに認識をしています。

議長（牛尾昭議長） はい、次 27 番。

6 番（多田伸治議員） 先ほど少し触れました、5 事業所が廃止となっていますが、これ利用者、従事者への影響というのはどうなってるか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 利用者については、サービス利用に影響が出ないよう、廃止前に担当のケアマネージャーと連携して、他の事業所や同じ法人内の事業所で変わっていただくなどの対応をされています。従事者については、同じ法人内の他の事業所へ配置転換するなどして雇用の継続に努められています。また、二つの事業所はすでに休止中でしたので、特に影響はありませんでした。

議長（牛尾昭議長） はい、続いてどうぞ。

6 番（多田伸治議員） そこら辺なんですけど、廃止される前に対応して、利用されてる方には案内をしたっていうようなことなんですけど、これ実際に利用しとったけど利用しなくなった人っていうのがいたりするものなのか。やっぱりね、例えば江津なんかだと、例があるのかどうか分かりませんが、海辺の方から桜江に行ってください、逆もあるかもしれない、そういうことになるちょっとそれはっていうようなこともあり得ると思うんですよ。そういったことがないのか、あるのかっていうところで、気になっております。その事業所が廃止になったことによってやめられちゃった、しばらくの間通ったけども、これ、続けられんわっていうようなことなんかもね、あるんじゃないのかなというところも含めてね、把握されてるかどうか、分かればですし、なかなかそこまで把握されてないのかなと思ったりするんですが、ちょっとそういうのも調べる必要があるんじゃないかなと思ってるんですが、いかがでしょう。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 利用していた人がこれを機に利用しなくなったケースがあるのかという点については、ケアマネージャーとも相談をしながら、次の事業所に引き継がれていますので、場合によったら、これを機にサービス利用をちょっとやめてみようかなという方がおられたかもしれませんが、基本的に支障なく次の事業所へ行っていただいているものと考えています。それから、遠くになったので、サービス利用をちょっと控えるよっていうようなお話は、全く聞いていません。

議長（牛尾昭議長） 続いて 28 番どうぞ。

6 番（多田伸治議員） いや、今の 27 番のところ、もうちょっと掘っておきたいんですね。ちゃんと確認する必要があるんじゃないのかと。デイサービスなんかであれば、やっぱりこれ、介護予防として大事な取り組みですし、条件が違ふんでよう行かない、あそこだったら私は行かないっていうようなことになると、やっぱり介

護の認定が進んでしまうというようなことになりかねないと、それを防ぐための取組みとして、本当にこれ、事業所がなくなってしまったけど対応できますかっていうところ、把握する必要があると思うんですが、今後そういうところも調べて把握して対応していくっていうような必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） そういう確認等、適切なサービス利用についてはケアマネージャーの方がしっかりとしておりますので、私たちの方で確認をするということはございません。

議長（牛尾昭議長） 次どうぞ、28 番。

6 番（多田伸治議員） これも大体毎年聞く話です。毎年圏域外の給付費の流出というのが問題になってて、計画のどこなんかに書かれたりします。介護医療院ができたんで、少しは違ってるといえるようなことはあると思うんですが、あれで全部を吸収できたとも思えないというところでは、令和 6 年度での圏域外への利用者、給付費の流出状況ってのはどうなっているのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 介護サービスの圏域外利用については、特に医療処置を必要とする高齢者が隣県の介護施設に入所するケースを問題視し、その解決に向けて取組みを進めてまいりました。給付の状況につきましては、令和 6 年 3 月には 49 人が利用しておられ約 1,500 万円となっていました。令和 7 年 3 月には 49 人、約 1,550 万円となっています。

議長（牛尾昭議長） はい。

6 番（多田伸治議員） いや、圏域に留まるようになったっていうものではなくて、今、圏域のところはちゃんと把握できないと、というところで、令和 6 年度の結果としてどうだったのかっていうのを伺っています。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 令和 6 年度にどれだけの人が留まることができるようになったかという具体的な数値は持っていませんが、介護医療院の整備や地域密着型サービスの整備によって、一定程度の方が留まっています。圏域内では 100 床の介護医療院が整備されていますので、そ

うした意味でも選択の幅が広がった、圏域内に人が留まれるようになったというふうに考えています。

6 番（多田伸治議員） 聞いたことと違うことを言われております。出てしまっている、実際に出ちゃった、出ざるを得ない人達がどれぐらいおって、それで給付費が市外に、圏域外に出てる、なんぼうお金が出てしまっているのかというところを聞いております。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 今質問にあった、出ざるを得ない人がどれくらいいたかというのは、分かりません。

議長（牛尾昭議長） はい。

6 番（多田伸治議員） やっぱりそのところをちゃんと把握しないと、100 床からの医療介護があって、医療にも対応できるっていうような話があるにしても、さっきの待機のところと同じですよ。本当にそれで十分なのか、これから人口が減るんだから、それに合わせてっていうような話でも、今何とかして欲しいっていう人もおられるわけですね。そこにやっぱりちゃんと手当しないと、保険料もらっとるけどサービスは受けられません、これじゃ何のための保険料払ってんのって話にもなる訳です。しかもそれが圏域内で収まればいうところがあれば、またちょっとお金の循環なんかも違ってくるはずなのに、どろどろどろどろよそに出てると、それはサービス受けるためには出ざるを得ないというところがあるんで、被保険者からしたら当然の対応のところもあるんですが、そのところをちゃんと把握するっていうのをね、なぜ決算で分からんのか。分かるように、今日のところで分かれて話じゃないとは思いますが、ちゃんと分かるようにして対応していただくっていうことはできますかな。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） サービスを必要とする方がどれぐらいいるかということについては、今後、アンケートなり調査をしてまいりますので、できる限り把握に努めたいと思います。

議長（牛尾昭議長） はい、続いて 29 番。

6 番（多田伸治議員） 先ほどちょっと触れられたところもあるんで、大体できているのかなとは思いますが、29 番のところ、事業所への介護報酬の取りこぼしを防ぐ対策、さっきの処遇改善とか何とかっていうようなものも含めてですね、なるべく利用してもらって、報酬の改悪っていうのを乗り切っていこうというような話もありました。そういうところがしっかりされてできたのか、そのまま行けば

取りこぼしてたってのは、全部取れるようになったのかどうか、伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 加算の多くは届け出により算定することができるため、届け出があった場合には、組合でしっかり確認をしています。本来であれば加算が算定できるにもかかわらず、算定されていないケースがあれば助言を行い、できる限り算定をしていただけるように働きかけをしています。特に処遇改善加算については、介護職員の処遇改善につながる大切な加算であるため、取りこぼしが無いよう、算定できる事業所には全て算定していただいています。

議長（牛尾昭議長） はい、もう一度。

6 番（多田伸治議員） 今最後のところ、全部取れたんだって話ですが、処遇改善のところだけですか。それ以外のところも、最初のところでは取れるものは取ってねってような働きかけをした、それは全て取れたというようなことなのか、ちょっとこちらの理解が追いつかなかったんで、もう一回お願いします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 処遇改善加算については、算定できる事業所で全て算定をいただいております。その他の加算については、組合の方から助言等しますが、算定されるされないは事業所の判断になります。

議長（牛尾昭議長） はい。

6 番（多田伸治議員） 組合では取れると考えたけど、事業所の方では取らなかったものもあるのかもしれないというような話だと思うんですが、何でそういうことが起こるのか。事業所としても取れると大変ありがたいものじゃないのかなと思うんですが。いやそれは結局全部取れたって話なのか、それとも事業所の判断で取らなかったってことなのか、取らなかったっていうんだったら、何でそういう判断になるのかっていうのは分かりますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 事業所の判断ですので、私たちどもの方では分かりません。

議長（牛尾昭議長） はい、続いて 30 番。

6 番（多田伸治議員） 決算等審査意見書では保険給付費について、将来的には増大することが予想されているというふうなことが述べられているんですが、組合のみで予想される動きに対して、財政的な対応が可能なのかどうか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 保険給付費に対する財源は国が法定割合を定めておりますので、増大する費用に対して、組合が独自に対策をするというのは難しいと考えます。しかし、給付費増大に伴い、介護保険料が上昇することは危惧されますので、この点については、制度設計を行う国に対して、国分の法定割合増加など、必要な措置を要望していくことが求められます。そのようにしてまいりたいと思います。

議長（牛尾昭議長） はい。

6 番（多田伸治議員） ちょっと視点を変えて、これ、国の方に要望すると言っても国が動かなければ、保険料を上げざるを得ないというようなことになると思うんです。今以上に保険料上がっていったら、このあと物価がどうなるか、年金がどうなのかってこの辺分からんところもありますが、仮に現状が続くとして、これ以上の保険料率の引き上げというようなことが可能なのか、被保険者のところでそれで生活が成り立っていくのか、その辺についての認識を伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 保険料の上昇につきましては第 10 期、それから第 11 期と懸念されるところであります。保険料上昇に対しましては、組合の方で基金を保有しておりますので、その基金を適切に投入して保険料抑制を図っていきたいと考えています。

議長（牛尾昭議長） 最後の質問、31 番お願いします。

6 番（多田伸治議員） 基金で何とかなるかってのは、そんな話じゃないんで、ちゃんと聞いたかったなというところではあるんですが、これで最後になります。これ、今回の 9 期計画で、今回も挙げられております目標が、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができる圏域、これ、実現できているのかどうか、先ほどの圏域外に出ざるを得ないというような人もおられる。そこら辺把握されてないって話であったんですが、そういうものも踏まえて、現状への認識はどうなのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 目標としている圏域の実現には、まだ道半ばと感じておりますが、その歩みは着実に進んでいると感じています。令和 6 年度は、事業計画で予定していたサービスを一定程度整備することができ、課題としてきた介護サービスの圏域外利用の抑制にも一定の効果があったと考えています。また、昨年度重点的に取り組んだ、しまね医療情報ネットワーク、まめネットの普及促進についても、情報共有の強化や人材不足の補完を図ることができ、介護サービスの安定的かつ継続的な提供を目指すうえで重要な取組みになったと感じています。こうした取組みを継続して充実していくことが、目指す圏域の実現につながるものと思っていますので、引き続き関係市や関係各所と連携を図りながら進めていきたいと考えています。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。

あらかじめ発言通告をされた議員の質疑は全て終了いたしました。

この件につきまして、発言をされてない議員の発言を許可いたします。ただし、お一人、質疑は 1 項目とし質疑は 3 回までとします。

ございますか。

（「なし」と呼ぶものあり）

議長（牛尾昭議長） ございませんね。質疑なしと認めます。

これより本案を採決いたします。

日程第 3、認定第 1 号、令和 6 年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議あり」、「なし」と呼ぶものあり）

議長（牛尾昭議長） 異議ありですか。異議ありという声がありましたので、暫時休憩します。

（午後 3 時 57 分 休憩）

（午後 3 時 57 分 再開）

議長（牛尾昭議長） 再開いたします。

異議ありがご意見ございましたので、多田議員より討論を許可します。

6 番（多田伸治議員） 一般会計について、一般会計の中でも介護保険に関わる人材確保というところ、処遇改善、そういったものが十分ではないというようなことが執行部側も認められて、事務局側も認められております。3 人確保でき

たという話がありますが、99人、100人近く足りないというような状況では、まだまだ取組みが十分でないというような、客観的に見てもそのとおりだと思います。こういったところをしっかりと頑張って、介護保険の特別会計の方にもプラスになるような取組みを進めていただきたいということを申し述べて、反対させていただきます。

議長（牛尾昭議長） 以上で討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（牛尾昭議長） 挙手多数です。

よって本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第4、認定第2号、令和6年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議あり」、「なし」と呼ぶものあり）

議長（牛尾昭議長） 異議ありという声がありましたので、討論されますか。

多田議員、討論許可いたします。

6番（多田伸治議員） 保険料のところでは、軽減受けざるを得ないというような方が1万人以上、1万1,177人もおられて、そのうちの37人もが滞納されてると、なかなかこれは被保険者として非常に厳しい状況だと。そういったものをやっぱりこのまま置いておくという訳にはいかない。国の基準があるんで、保険料率はこれでっていう話かもしれませんが、やはり被保険者の立場になって、どういうふうなことが必要なのか。他にもいろいろと申し上げてきましたが、不明だというような点も、ままありました。そういうものをきちんと把握して、サービスの向上に努めていくというのも求められることだと思いますので、今回のところでは、努力が全然されてないというような意味ではありませんが、不十分だということで、反対させていただきます。以上です。

議長（牛尾昭議長） 以上で討論を終わります。

これより本案を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（牛尾昭議長） 挙手多数です。よって本案は原案のとおり認定することに

決しました。

日程第 5、議案第 6 号、浜田地区広域行政組合公告式条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（湯浅事務局長） 議案第 6 号、浜田地区広域行政組合公告式条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の 5 ページをお開きください。また、説明は資料で行いますので、提案条例説明資料及び新旧対照表の 1 ページをご覧ください。

この条例は、地方自治法第 16 条の規定に基づき、条例規則等の効力を生じさせる交付等のため公告式を行う掲示場について、浜田市が各支所前の掲示場を廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。

概要といたしまして、改正内容は第 2 条の別表の掲示場のうち、浜田市各支所前を削り、浜田市役所本庁前を浜田市役所前に改めるものです。

なお、附則といたしまして、本条例の施行期日を令和 7 年 9 月 1 日といたしております。以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（牛尾昭議長） ただいまの提案について質疑はありませんか。

はい、多田議員。

6 番（多田伸治議員） 何で無くすんだろうなと思ったら掲示板が無くなるからだというようなことなんですが、それにしてもこうやって情報も出しとった、これ掲示板が、掲示されなくなるというようなことでは、どれだけの人がそこで見たかっての分からんですが、情報の道筋が細くなる、少なくなるというようなことですが、それに対する何かしら新たな手立てっていうのがあるものなのか、伺っておけますか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 今回の条例改正につきましては、浜田市の条例が変わったということが原因によるものです。本組合の掲示する場所については、これまでどおり浜田市役所の前と江津市役所の前、そして広域行政組合の事務所前、これは引き続きございますので、こちらの方には掲示をしてまいりますので、支障はないものと考えております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい、どうぞ。

6 番（多田伸治議員） 浜田の支所のというのは掲示されなくなるということではないんですか。ちょっとその辺あんまり分かってないんですが、違うんですかね。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 支所の前の掲示場が、浜田市の方で撤去されるという
ことで聞いております。

議長（牛尾昭議長） はい、どうぞ。

6 番（多田伸治議員） なんで、そこで見られとって、それを見られとった方っ
てのはどれぐらいおられるかと私も把握はできませんし、多分組合としても把握さ
れてないんじゃないかなとは思いますが、いうて、情報の得る手段というのが一
つなくなる訳ですね、一つというか 4 か所がなくなるというようなことに対して、
どう善後策を考えていくのか。もうありません、情報を得る手段はありませんって
いうようなことではいけないと思うんですよね。そこら辺の対応っていうの、何か
考えられているのか伺っておけますか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） これは先ほども答弁しましたとおり、浜田市の条例
に基づくものでございますので、こちらの方でそれに対してどうこういうものでは
ないと考えております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。
他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

議長（牛尾昭議長） 質疑なしと認めます。
これより本案を採決いたします。

日程第 5、議案第 6 号、浜田地区広域行政組合公告式条例の一部を改正する条例
について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」、「なし」と呼ぶものあり）

議長（牛尾昭議長） 暫時休憩します。

（午後 4 時 5 分 休憩）

（午後 4 時 6 分 再開）

議長（牛尾昭議長） 再開します。反対討論どうぞ。

6 番（多田伸治議員） 浜田市のやられてることのね、それにしたがって広域でも掲示ができなくなるということは、それは了解しました。ただ、そういったものを見られとった方もおるかもしれんと、であればその見られとった方に対して何かしらの手立てってというのは広域行政組合としても、何かしら考えなきゃいけない。これは浜田市がやるべきことではなくて、広域行政組合自身が対策を考えなきゃいけないと。どういったことをやられるのか、そういったことにきちんと答弁がありませんでした。やっぱりちゃんとそういう情報提供というところに正面から向き合って、何が必要なのかということに対応していかなきゃいけないということで、条例案には反対させていただきます。

議長（牛尾昭議長） 以上で反対討論を終了いたします。

これより本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（牛尾昭議長） 挙手多数です。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 7 号、令和 7 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算第 1 号及び日程第 7、議案第 8 号、令和 7 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算第 1 号を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（湯浅事務局長） 議案第 7 号、令和 7 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

議案書の 9 ページをご覧ください。第 1 条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 4,982 万 1,000 円を追加し、補正後の予算総額を 28 億 2,470 万 9,000 円とするものです。

次に、別添で配布をしております、令和 7 年度浜田地区広域行政組合 8 月補正予算説明資料をご覧ください。この資料により、補正予算の概要について説明をいたします。

説明資料 2 ページ、編成概要です。今回の補正予算は、令和 6 年度の決算に伴う調整を行うとともに、衛生費の人件費等に係る調整を行うものです。主な補正事項は、記載のとおりです。

それでは、一般会計補正予算第 1 号歳入歳出予算総括表の歳入について説明をいたします。款ごとの補正額は記載のとおりであり、金額の読み上げは省略させていただきます。1 番分担金及び負担金は、令和 6 年度事業費の確定及び人件費の調整に伴う負担金の調整です。7 番繰越金は、令和 6 年度決算の剰余金を調整するもの

です。8 番諸収入は、人件費の調整に伴うものです。

次に、歳出についてご説明いたします。3 ページの事業別の補正事項をご覧ください。2 総務費は、令和 6 年度事業費の確定による両市負担金の返還に伴う調整です。3 民生費は、令和 6 年度事業費の確定による両市負担金及び国県支出金の返還に伴う調整です。4 衛生費は、会計年度任用職員の任用に伴う負担金及び人件費の調整、また、令和 6 年度事業費の確定による両市負担金の返還に伴う調整です。以上、一般会計補正予算についてご説明いたしました。なお、市ごとの負担金の内訳については、後ほどご説明いたします。

続きまして、議案第 8 号、令和 7 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算第 1 号についてご説明いたします。議案書の 27 ページをご覧ください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 3 億 2,707 万 6,000 円を追加し、補正後の予算総額を 123 億 1,634 万 3,000 円とするものです。一般会計と同様に、補正予算説明資料によりご説明いたします。

説明資料の 4 ページをご覧ください。編成概要ですが、今回の補正予算は、令和 6 年度決算に伴う調整及び交付金の交付決定に伴う調整を行うものです。主な補正事項は記載のとおりです。

それでは、介護保険特別会計補正予算第 1 号、ア歳入歳出予算総括表の歳入について説明をいたします。2 番分担金及び負担金は、新しい地方経済生活環境創生交付金の交付決定に伴う負担金の調整です。4 番国庫支出金は、過年度分地域支援事業及び重層的支援体制整備事業交付金の追加交付に伴う調整、新しい地方経済生活環境創生交付金の交付決定に伴う調整です。6 番県支出金は、過年度分地域支援事業及び重層的支援体制整備事業交付金の追加交付に伴う調整です。9 番繰越金は、令和 6 年度決算の剰余金を調整するものです。

次に、歳出についてご説明いたします。説明資料の 5 ページ、イ事業別の補正事項をご覧ください。1 総務費は、交付金の交付決定に伴う財源の調整です。6 基金積立金は、前年度決算剰余金のうち、余剰となる第 1 号被保険者の保険料を介護給付費準備基金に積み立てるものです。8 諸支出金は、前年度保険給付費の確定等による国県両市支出金の精算返還に伴う調整を行うものです。以上が介護保険特別会計補正予算第 1 号の説明となります。

続きまして、両市負担金についてご説明いたします。説明資料 6 ページに補正予算一覧表と普通負担金負担割合一覧表を、資料 7 ページには、この度の補正予算に伴い算出した会計ごとの関係市負担金一覧表を記載しております。合計した負担金の補正額は 7 ページ一番下の合計欄網掛けの部分です。浜田市においては 488 万 3,000 円の増額、江津市においては 1,420 万円の減額となっております。

以上、補正予算についてご説明いたしましたが、議案書には事項別明細書などを記載しておりますので、ご参照のうえ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（牛尾昭議長）

ただいまの提案について、質疑はありませんか。はい。

6 番（多田伸治議員） 一般会計の清掃総務費のところ、人件費の人事の動きで、ちょっといまいちよく分からなかったんで、もう少し分かりよく説明していただけると。何人がどうなったのかっていうのが書いてありませんし、そんな多人数ではないと思うんですが、その辺について説明を求めます。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 総務課においては、プロパーの再任用職員 1 名が 65 歳になったことから、この職員に代わる職員 1 名を関係市から追加派遣していただくこととして、当初予算を編成しておりました。

その後、このプロパー職員について、4 月以降は会計年度任用職員として勤務をしていただけることになったことから、予定していた派遣職員給与費等負担金を削り、新たに会計年度任用職員の必要経費を追加するよう、予算の調整を行うものであります。

議長（牛尾昭議長） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。質疑なしと認めます。

これより本案を採決いたします。

日程第 6、議案第 7 号、令和 7 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算第 1 号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 8 号、令和 7 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算第 1 号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これにて、今議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

この際、管理者より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

管理者。

管理者（久保田章市管理者） 第 110 回組合議会定例会の閉会に当たりまして、

一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆さん方には大変お忙しい中、ご参集賜り、さらには、提案いたしました諸議案につきまして、慎重にご審議を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

今後とも、浜田市及び江津市との連携を密にし、さらに効率的な広域行政の推進、予算執行に努めてまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

連日暑い日が続いております。議員の皆さんにおかれましては、健康に十分ご留意され、ますますご活躍されますようご祈念申し上げまして、お礼のごあいさついたします。

本日はどうもありがとうございました。

議長（牛尾昭議長） 以上で、本日の予定は終了いたしました。

これをもちまして、第 110 回浜田地区広域行政組合議会を閉会いたします。

どうもご苦勞さまでした

（午後 4 時 16 分 散会）

出席議員（10 名）

1 番	大 谷	学	議員	2 番	岡 本	正 友	議員
3 番	坂 手	洋 介	議員	4 番	植 田	好 雄	議員
5 番	柳 楽	真智子	議員	6 番	多 田	伸 治	議員
7 番	串 崎	利 行	議員	8 番	芦 谷	英 夫	議員
9 番	牛 尾	昭	議員	10 番	山 根	兼三郎	議員

説明のため出席したもの

管 理 者	久保田	章 市	副管理者	中 村	中
副管理者	砂 川	明	監査委員	野 上	俊 文
事務局長	湯 浅	明百美	総務課長	山 本	志 朗
介護保険課長	平 薮	邦 浩	会計管理者	板 本	実

職務のため出席したもの

総務係長	山 本	隆 之	主任主事	水 田	紀 杏
------	-----	-----	------	-----	-----

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

浜田地区広域行政組合議会議長

浜田地区広域行政組合議会議員

浜田地区広域行政組合議会議員